

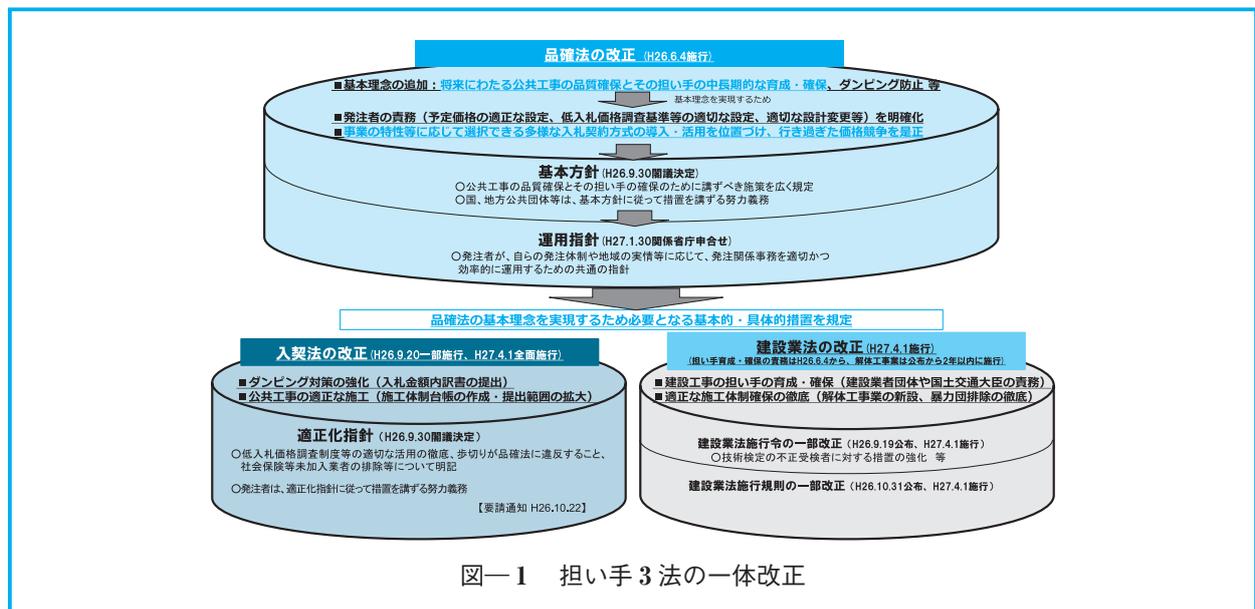
多様な入札契約方式の導入・活用の促進について

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 入札制度企画指導室

1. はじめに

公共工事の入札契約を巡っては、近年、建設投資の減少や競争の激化がダンピング受注を招き、地域の建設業者の疲弊や下請業者へのしわ寄せが生じてきた。社会資本の適切な維持管理等の重要性が増してきている中で、将来における公共工事の担い手が確保できず、地域において災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じることが懸念されている。

こうした課題に対応するため、平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号）」（以下、「品確法」という。）では、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保等を図ることとされ、予定価格の適正な設定やダンピング受注の防止等の発注者の責務とともに、新たに「発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる」（第14条）ことが明記された（図—1）。



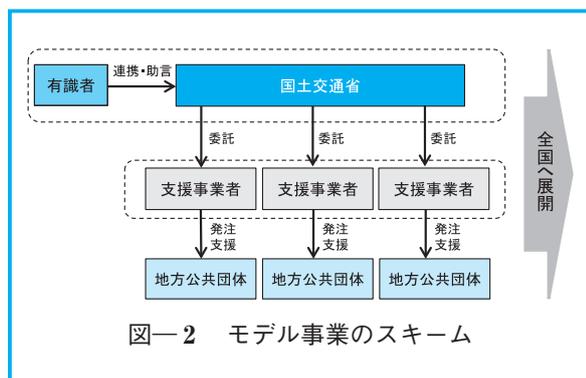
図—1 担い手3法の一体改正

この趣旨を踏まえ、国土交通省では多様な入札契約方式の導入・活用が図られるよう、各種ガイドラインや事例集を作成するとともに、中長期的な担い手の確保・育成、行き過ぎた価格競争の是正、地域のインフラメンテナンス、発注者のマンパワー不足等の課題に対応するための新しい入札契約方式にモデル的に取り組む地方公共団体に対する支援等を行う「多様な入札契約方式モデル事業（以下、「モデル事業」という。）を平成26年度から開始している。本稿では、モデル事業の概要及び各地方公共団体への支援結果について紹介する。

2. モデル事業の概要

モデル事業は地方公共団体に対する支援の成果を他の地方公共団体に水平展開することにより、多様な入札契約方式の導入・活用を促進することを目的とした事業であり、これまでに15件の支援案件を選定し、支援を実施している（図一2）。

モデル事業の流れとしては、新たな入札契約方式の導入を目指す地方公共団体を全国から広く募集し、有識者の意見を踏まえ、①先進性（過去の



採用事例は少ないが、将来効果的である可能性が高いこと）②汎用性（今後、多くの地方公共団体での適用が可能であること）③実現性（対象事業の工程等が明確となっている）の3つの視点から他の発注者のモデルとなる先導的な事業を選定する。

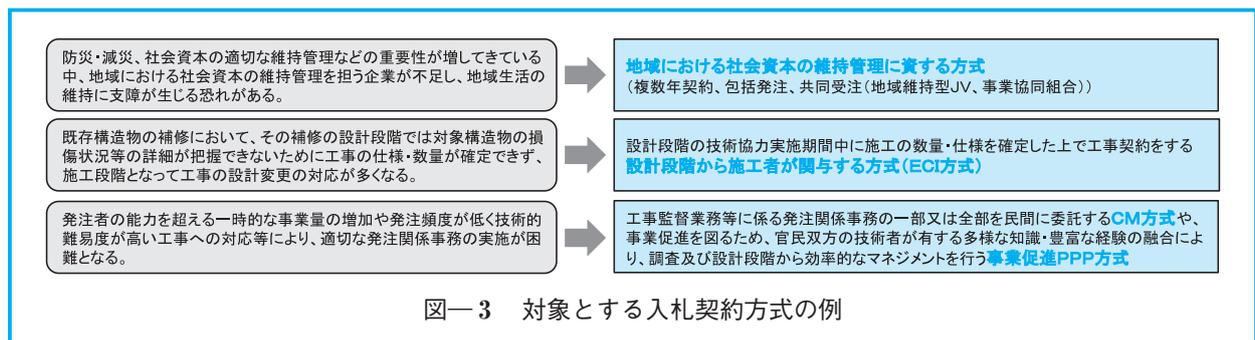
その後、国土交通省から地方公共団体に対して、支援事業者（コンサルタント）を派遣し、支援対象事業の性格や地域の実情等に関する課題の整理、最適な入札契約方式の検討、新たに導入する入札契約方式において必要となる諸手続（発注に係る入札説明書・仕様書の作成、入札参加者の評価基準の設定）の支援を行う。

なお、モデル事業が対象としている事業は、都道府県又は市区町村が発注する全ての公共工事であり、また、対象とする入札契約方式は地域の社会資本の維持管理に資する方式、設計段階から施工者が関与する方式、CM（Construction Management）方式、設計・施工一括発注方式などである（図一3）。

3. モデル事業による具体的な支援内容

これまでにモデル事業の支援対象とした事業や入札契約方式は多種・多様であり、その中には庁舎の建替事業など、地方公共団体にとって数十年に一度といった大規模な建築事業なども含まれている。その一例として、平成27年度モデル事業において支援を実施した5案件について紹介する（表一1）。

平成27年度支援案件については事業の種別



ごとに支援事業者を選定し、支援を実施した。支援にあたっては、事業等の抱える課題を正確に把握した上で、最適な入札契約方式を検討する必要があったため、ヒアリングや事業計画等の検証により事業推進上の課題を整理した。その結果、個別の課題に加え、全ての地方公共団体において事業を円滑に遂行するためのマンパワーやノウハウが不足している課題に直面していることが判明した。

表一 1 モデル事業支援団体

実施年度	地方公共団体	支援対象事業
平成26年度	大仙市（秋田県）	道路維持・除雪に係る事業
	宮城県	道路除雪に係る事業
	相模原市（神奈川県）	公共下水道整備に係る事業
	新城市（愛知県）	庁舎建設に係る事業
平成27年度	大阪府	建築物補修に係る事業
	水戸市（茨城県）	体育館建設に係る事業
	府中市（東京都）	庁舎建設に係る事業
	清瀬市（東京都）	庁舎建設に係る事業
平成28年度	島田市（静岡県）	病院建設に係る事業
	四日市市（三重県）	体育館建設に係る事業
	小田原市（神奈川県）	市民ホール建設に係る事業
	野洲市（滋賀県）	病院建設に係る事業
平成28年度	高松市（香川県）	給食センター建設に係る事業
	善通寺市（香川県）	新庁舎建設に係る事業
	中土佐町（高知県）	新庁舎等建設に係る事業

(1) 体育館建設事業（水戸市・四日市市）

茨城県水戸市及び三重県四日市市については、ともに体育館建設事業を対象とした支援である。

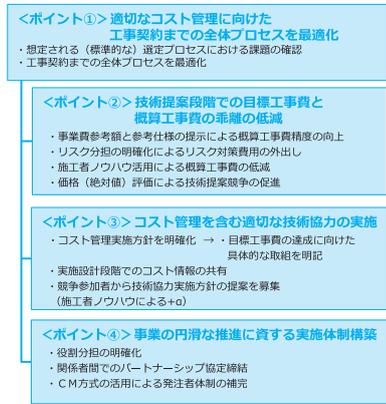
2つの地方公共団体とも既に開催時期が決定している国体に向け、極めてタイトなスケジュール、発注者に大規模建築事業の経験が少ない、また、予定事業費内で確実に事業を実施しなければならないといった制約条件の中で、工期・コスト・仕様の最適なバランスを確保した設計を実現するため、「設計段階から施工者が関与する方式」の導入を検討した。

本方式の確実な実施に向けては、4つのポイント（①事業者選定プロセスの改善とコスト管理方法の明確化、②技術提案段階での発注者の目標工事費と施工者が見込む概算工事費の乖離の低減、③コスト管理方法の具体化、④事業の円滑な推進に資する実施体制構築）を設定し、そのポイントを踏まえた発注関係図書等の作成を支援した（図一4）。

更に、「設計段階から施工者が関与する方式」

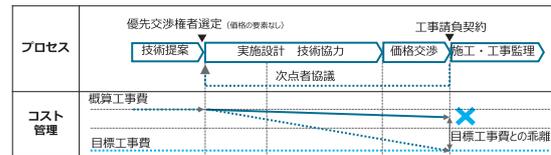
の導入にあたっては、施工候補者との価格交渉を円滑かつ適切に実施するため、発注者体制を補完する必要があると考えられたことから、民間のノウハウを活用できるCM方式の導入についても合わせて検討するよう、有識者等で構成されるモデル事業選定・推進委員会として提言を行った（図一5）。

平成28年10月現在、四日市市に先行して事業を実施している水戸市においては、優先交渉権者（施工候補者）の協力を得ながら、実施設計を完了したところである。また、四日市市において



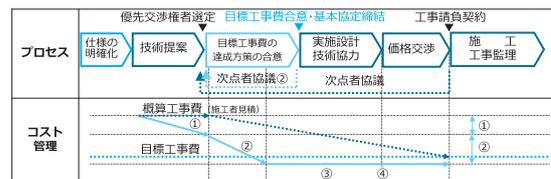
図一4 確実な実施に向けた4つのポイントと対象の概要

■概算工事費(施工者見積)が目標工事費を上回っている場合に想定されるプロセス
●課題: コスト管理不足による事業スケジュールの遅延
価格交渉段階で工事費と目標工事費に乖離が完結するため、価格交渉の長期化、次点者協議への移行等により、事業スケジュールが遅延する恐れ



■優先交渉権者技術協力方式

- プロセスの最適化
 - ①技術提案段階で概算工事費と目標工事費の乖離を縮減
 - ②実施設計・技術協力着手前に目標工事費の達成方を検討 ※合意できない場合→次点者協議へ移行
 - ③実施設計・技術協力段階での適正なコスト管理の実施
 - ④事業を円滑に推進するための実施体制の構築



図一5 「設計段階から施工者が関与する方式」の導入の検討

(3) 病院建設事業

静岡県島田市は病院建設事業を対象とした支援である。

当初、発注者は事業の技術的難易度を課題と認識しており、「設計段階から施工者が関与する方式」などの活用を検討していた。

支援に際しては、事業の抱える課題を明確にするため、事業に関する情報の整理や技術的難易度の検証を行った。

その結果、建築物そのものの技術的難易度はそれほど高いとは言えず、これまで施工に関する技

術的検証が十分に行われていなかったため、発注者が漠然とした不安を抱えている状況にあることが判明した。

他の地方公共団体における先行事例へのヒアリング等を踏まえ、改めて課題を整理したところ、①複雑かつ多くの関係者、②施設の運営継続、③変化しやすい外部・内部環境、④病院経営など企画段階で必要な専門知識が特殊、など病院事業に特有の課題があることが判明した(図-7)。特に事業実施体制については、事業関係者が多く(図-8)、かつ事業段階ごとに事業環境や関係者

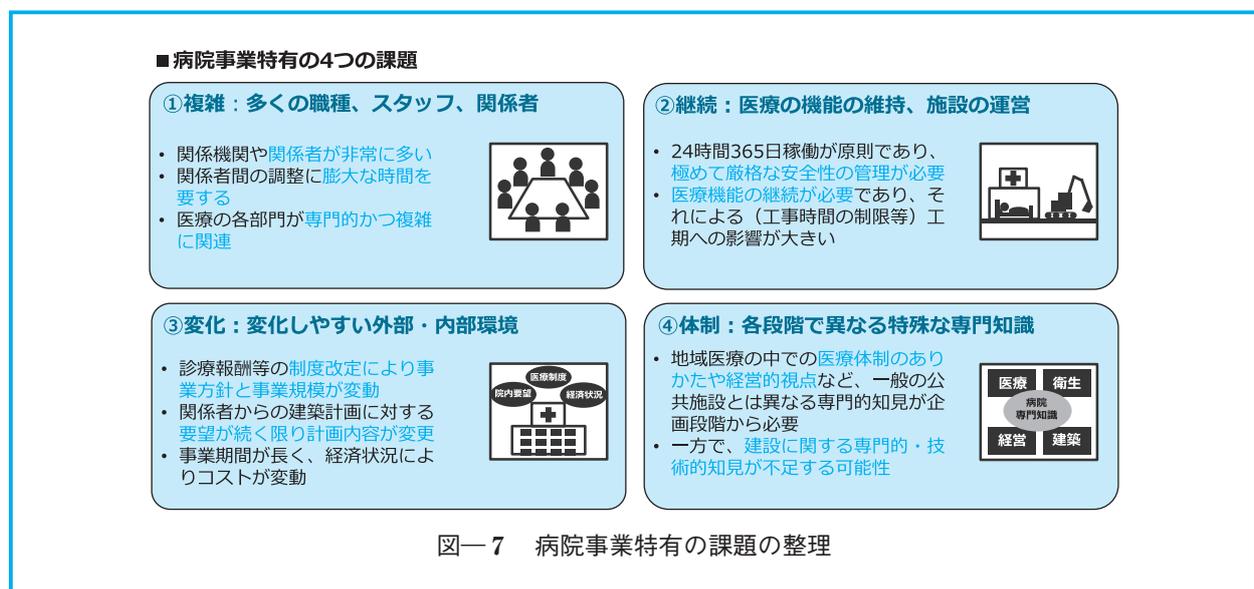


図-7 病院事業特有の課題の整理

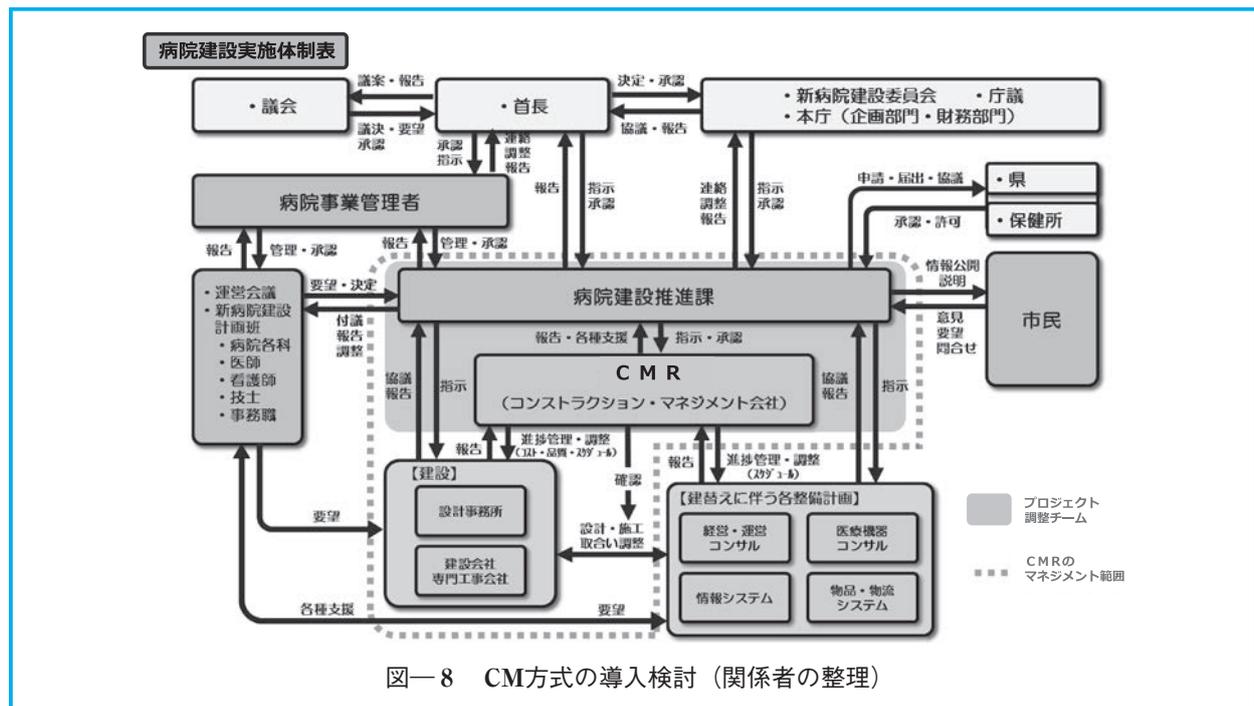


図-8 CM方式の導入検討(関係者の整理)

などが変化するといった病院事業特有の課題も踏まえ、①関係者意向調整、②事業費管理の2つの機能に特化したCM方式の導入を検討した。

平成28年10月現在、島田市においてはCMRを導入するとともに国土交通省もフォローアップしながら、最適な入札契約方式の検討を行っているところである。

4. 今後の展望

モデル事業による支援により新たな入札契約方式を導入した地方公共団体からは、コスト縮減・工期短縮、発注者のマンパワー不足の解消等に一定の効果があったという声が聞かれる。一方で国土交通省が財務省・総務省と連名で実施している

「平成27年度入札契約適正化法に基づく実態調査」の結果によれば、地方公共団体において多様な入札契約方式の導入・活用はあまり進んでおらず、その運用が画一的となっている状況である。

今後一層の多様な入札契約方式の活用促進に向けては、モデル事業による取組をより多くの地方公共団体が参考にできるように、事業の課題整理の手法や入札契約方式の適用の考え方をまとめた手引きを水平展開するとともに、「地方公共団体等におけるCM方式活用事例集」等の共通ツールや今年度立ち上げた「東日本復興CM方式の検証と今後の活用に向けた研究会」による検討結果等についても情報提供を行い、全国の地方公共団体が事業の抱える課題解決に最適な入札契約方式を自発的に導入・活用できるような環境整備に努めていきたい。